

## 公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター 後援等名義取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター（以下、「センター」という。）が景観形成・まちづくりに係る各種事業を後援及び協賛等（以下「後援等」という。）する基準及び手続き等について必要な事項を定める。

### (後援等の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援 団体等が主催する事業に対して、センターがその事業の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することによって支援することをいう。
- (2) 協賛 団体等が主催する事業に対して、センターがその事業の趣旨に賛同し、名義の使用を承認するとともに、金銭や物品等を提供することによって支援することをいう。

### (後援等の基準)

第3条 センターが後援等する事業は、次の各号に掲げる事項について、いずれかの条件を満たしているものでなければならない。

- (1) 美しい景観形成や良好なまちづくりに資する事業であること。
- (2) 歴史的建造物の保全、再生、活用に関する事業であること。
- (3) その他センターの事業推進に資するとセンターが認めた事業であること。

### (後援等の申請)

第4条 事業を行う団体等が、センターの後援等を受けようとするときは、後援等依頼書（第1号様式）により申請しなければならない。

### (承認)

第5条 センターは、前条の規定により、後援等を承認したときは後援等決定通知書（第2号様式）により、申請を行った団体等に通知する。

### (事業実施報告)

第6条 後援等の承認を受けた団体等は、事業終了後、速やかに事業終了報告書（第3号様式）により、センターに実施報告を行わなければならない。

(承認の取消し)

第7条 センターは、次の各号のいずれかに該当する場合は、第5条の規定による承認を取り消すものとする。

- (1) 申請に虚偽があったとき。
- (2) 事業が公序良俗に反するものであるとき。
- (3) 事業が宗教的又は政治的彩色を有しているとき
- (4) 事業が私的な利益を得ることを主たる目的としているとき
- (5) 後援等名義使用上の条件に反するものであるとき
- (6) その他センターが不適切と判断したとき

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、センター専務理事が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年3月1日から施行する。